小字宮ノ前
一六九七番乙
一六九八番及び一六九九番
一六九九番乙
一七〇〇番乙
一七〇〇番乙
一六九三番
一六九五番
一七〇一番から一七〇三番まで
一七〇三番乙
一七〇四番から一七〇八番まで
一七〇八番乙
一七〇九番
一七〇九番乙
一七一〇番
一七一〇番地先無番地
一七一一番から一七一六番まで
一七二二番から一七二五番まで
一七二五番地先無番地
一七二六番
一七二六番乙の一から一七二六番乙の三まで
一七二七番
一七二七番乙
一七一七番及び一七一八番
一七一八番乙
一七六九番
一七六九番地先無番地
一七七〇番
一七七〇番地先無番地
一七七〇番一
一七七〇番乙
一七一九番から一七二一番まで
一七二一番一
一七二八番
一七二八番乙
一七二九番から一七三一番まで
一七三一番乙の一及び一七三一番乙の二
一七三二番及び一七三三番
一七三三番乙
一七三四番
一七三四番乙
一七三五番
一七三五番乙
一七六八番
一七六八番地先無番地

小字家ノ上
小字家ノ横
小字竹薮
小字柳原
小字屋敷
小字北谷口
小字猪々ケ尾
小字野中
小字成
小字大畑
小字池町
小字障子垣

一七六八番一
一七七一番及び一七七二番
一七七二番二及び一七七二番三
一七七三番
一七七三番一
一七七三番一地先無番地
一七七三番二から一七七三番四まで
一七七三番乙
一七三六番
一七三六番乙
一七三七番及び一七三八番
一七三八番乙
一七三九番
一七三九番地先無番地
一七四〇番から一七四二番まで
一七四二番地先無番地
一七四三番から一七四五番まで
一七四五番乙
一七四六番
一七七四番及び一七七五番
一七七五番一
一七七六番
一七七六番乙
一七七七番から一七八〇番まで
一七八〇番乙の二
一七九五番
一七九五番地先無番地
一七九六番
一七九六番乙
一七九七番
一七九七番地先無番地
一七九七番乙の一及び一七九七番乙の二
一七九八番
一七九八番乙の一及び一七九八番乙の二
一七九八番乙の二地先無番地
一七九九番及び一八〇〇番
一八〇〇番乙の一及び一八〇〇番乙の二
一八〇一番から一八〇三番まで
一八六一番
一八七〇番
一八七〇番地先無番地
一八七〇番乙の一及び一八七〇番乙の二
一八七二番
一八七二番地先無番地
一八七三番
一八七四番一から一八七四番四まで
一八七五番及び一八七六番
一八七六番乙
一八七七番
一八七八番一及び一八七八番二
一八七九番一から一八七九番三まで
一八八〇番及び一八八一番
一八八一番一
一八八二番
一八八二番一
一八八三番
一八八三番乙
一八八四番から一八八九番まで
一八八九番一
一八九六番
一八九八番
一九〇〇番
一九〇〇番乙
一九〇一番
一九〇一番乙の一から一九〇一番乙の三まで
一九〇一番乙の三地先無番地
一九〇一番乙の四
一九〇二番
一九〇二番一
一九〇二番乙の二及び一九〇二番乙の三
一九〇七番から一九一五番まで
一九一五番乙の一及び一九一五番乙の二
一九一六番から一九一八番まで
一九二〇番及び一九二一番
一九二二番地先無番地
一九二三番から一九二六番まで
一九二六番乙
一九二七番及び一九二八番
一九二八番乙の一から一九二八番乙の四まで
一九二九番及び一九三〇番
一九三〇番地先無番地
一九三一番
二六二八番から二六三一番まで
一九四〇番
一九四〇番乙の一及び一九四〇番乙の二
一九四一番
一九四一番乙
一九四二番から一九四二番三まで
一九四二番乙
一九四三番及び一九四四番
一九四四番乙
一九四五番から一九四七番まで
一九四七番地先無番地
一九五〇番
一九五〇番乙

○防衛省告示第八十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年四月二十一日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年四月二十六日（予備、同月二十七日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦三隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。